

令和5年 決算特別委員会 経済部審査 開催状況（経済部労働政策局雇用労政課）

開催年月日 令和5年11月13日

質問者 日本共産党 真下 紀子 委員

答弁者 経済部長、雇用労政課長兼働き方改革推進室長

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>一 雇用対策について (二) 就業環境の整備等について 1 正社員化・処遇改善の推進について (1) 事業実績の推移と委託先について (真下委員) 道は、非正規雇用労働者正社員化や処遇改善のため、2022年度、令和4年度ですけれども、までの3年間にわたって、「非正規雇用労働者正社員化等推進事業」に取り組んできています。事業実績の推移と委託先について、まずお示しください。</p> <p>(2) 目標引き上げの理由について (真下委員) 1千万円前後の事業ですすね、こうした成果を挙げている訳ですけれど、22年度は、委託先が変わって、支援事業者数、正社員化数とも増加をしています。22年度から目標を引き上げた理由を伺います。21年度までの目標も、全道の成果実績も、あまりに低かったと私は考えるわけですが、道の仕様書による目標はどのように決められたのかも併せて伺います。</p> <p>(3) 2023年度の目標設定について (真下委員) その目標を達成してきているわけですから、非常に有効な事業のはずなんですすね。 本事業は、2023年度も継続されていると承知をしております。日本の国は非正社員化が進められて、30年にわたって賃金が上がらず、経済成長が止まったと評価をされております。私は、この目標と実績はね、振興局管内くらいの規模で、実績を上げる規模ではないかなと考えるわけですが、道の正社員化・処遇改善事業としてふさわしい規模なのかと疑問をもっております。非正規のワーカーのニーズをどう捉えた上で、2023年度の目標を引き上げなかったのはなぜか、その理由をお答えください。</p>	<p>(雇用労政課長兼働き方改革推進室長) 事業実績の推移と委託先についてであります。支援事業者数は、令和2年度7社、令和3年度6社、令和4年度59社、正社員化数は、令和2年度3名、令和3年度3名、令和4年度19名となっており、決算額は、令和2年度990万円、令和3年度992万5,806円、令和4年度1,386万円となっております。</p> <p>なお、委託先につきましては、毎年プロポーザル方式で選定しており、令和2年度及び令和3年度は株式会社北海道二十一世紀総合研究所、令和4年度は株式会社東京商工リサーチとなっております。</p> <p>(雇用労政課長兼働き方改革推進室長) 目標の設定についてであります。本事業は、国の補助事業を活用しており、当初の国の補助要件に適合するよう令和元年度から令和3年度までの目標を定めたものでございます。</p> <p>令和4年度の制度改正によりまして、補助要件等が変更されたことから事業内容の見直しや事業費の増額を行い、これらに合わせ、目標を引き上げたところでございます。</p> <p>(雇用労政課長兼働き方改革推進室長) 現状維持としている目標についてでございますが、令和4年就業構造基本調査によりますと正規労働者として働く機会がなく、非正規で働いている、いわゆる「不本意非正規」の方々がいる一方で、自分の都合に合わせて仕事の時間を調整できることや専門的な知識・技能を生かせることなどから、自ら非正規を選択される方もいるものと考えられます。</p> <p>なお、本事業は、国の補助事業を活用しており、事業策定時に3カ年の目標を設定したものでございますが、道では委託事業者と協議しながら実績の向上を目指してまいります。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(真下委員) ぜひ、超過達成してください。よろしく願いいたします。</p> <p>2 中小企業等の就業環境改善の促進について (1) 相談件数の実績について (真下委員) 中小企業等の就業環境改善の促進のために、道は特別相談窓口を設置しましたが、相談件数をどの程度と見込んでいたのか。また、実際の相談件数はどうなっていたのか伺います。</p> <p>(2) 相談件数が少ない理由について (真下委員) なぜこんなに相談件数が少なく、理由をどう分析していらっしゃいますか。</p> <p>(真下委員) 働き方改革に取り組める中小企業が増えるようにですね、取り組んでいただきたいと思います。</p> <p>3 潜在人材掘り起こし推進事業について (1) 事業実績の推移等について (真下委員) 道では、女性をはじめとする潜在的労働力を掘り起こし、短時間業務の切り出しなどによる企業の新たな求人の創出を支援し、新規就業を促進する事業を行っております。 そこで、本事業における過去3年間の事業実績の推移について、新規就業者数、その内訳、業種、就業時間、期間、賃金の状況についてお示してください。</p>	<p>(雇用労政課長兼働き方改革推進室長) 相談件数についてでございますが、相談件数については、過去の類似事業の実績から、年間約100件程度を見込んでおりましたが、実績については、令和3年度11件、令和4年度10件であったところでございます。</p> <p>(雇用労政課長兼働き方改革推進室長) 相談件数についてでございますが、令和元年から働き方改革関連法が段階的に施行される中、道では、国などと連携して、法や制度改正のほか、本事業に係る周知・啓発を行ってきたところでございますが、中小企業・小規模事業者を対象とする働き方改革の相談件数につきましては、令和2年からの新型コロナウイルス感染症の流行に伴い社会経済活動が停滞し、企業の事業活動が滞っていたことなどの影響が大きかったものと考えてございます。</p> <p>(雇用労政課長兼働き方改革推進室長) 事業実績等についてであります。令和2年度の新規就業者数の内訳は、女性8名、高齢者3名、その他男性の新規就業者が1名の計12名、令和3年度の内訳は、女性29名、高齢者9名、障がい者2名の計40名、令和4年度の内訳は、女性52名、男性51名、障がい者5名の計108名となっております。 業種別に見ますと、医療・福祉や製造業、サービス業など、さまざまな業種に就業しており、女性は医療・福祉やサービス業、高齢者は製造業やサービス業、障がい者は医療・福祉が主な就業先となっております。 また、決算額ですが、令和2年度1,080万540円、令和3年度1,084万3,570円、令和4年度1,080万7,230円となっております。 なお、就業時間や労働契約期間、賃金につきましては、本事業では把握してございません。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(2) 新規就業者数の増加理由について (真下委員)</p> <p>これも、1千万円前後で推移しているわけですけども、道民の生活の方は、長引く物価高騰に加えて、年金は引き下げられて、医療をはじめ社会保険、教育等にかかる負担が増える中、働かざるを得ない方が増えているのか、また、働く意欲がありながら、就業に結び付かなかった方々が就業に結び付いた結果なのかなど、新規就業者が増加した理由、22年度は倍加しておりますので、その理由を道はどう分析されているのでしょうか。</p> <p>(真下委員)</p> <p>生活の困難さが、見えるわけですけども、ぜひ、有効にですね、これも目標を超過達成するよう頑張ってくださいと思います。</p> <p>(3) 専門職の雇用確保について (真下委員)</p> <p>看護師や保育士、介護士のほか、建設業などの分野で、専門職不足が深刻となっています。潜在人材の掘り起こしの際、この専門職の掘り起こしという観点が必要ではないかと考えるんですけど、いかがでしょうか。</p> <p>4 今後の取組について (真下委員)</p> <p>以上、3つの事業について質問してきたわけですけども、予算額が少ないせいもあると思うんですけどね、目標、実績とも不十分で、効果が大きいというか、道民ニーズに応えたほどの効果に繋がっていないというふうに思うんですね。それで、本道の雇用状況は、非正規ワーカーが4割で、女性では6割を超えています。経済対策として賃金の引き上げは喫緊の課題であるということは、経済政策の要として衆目の一致するところであります。雇用確保にとどまらず、正社員化・処遇改善の取組をこれまで以上に促進させていくために、今後どう取り組むのか、部長の見解を伺います。</p> <p>(真下委員)</p> <p>ぜひ、結果を出していただきたいということを申し上げてこの質問は終わります。</p>	<p>(雇用労政課長兼働き方改革推進室長)</p> <p>新規就業の理由についてであります。女性や高齢者などを対象とした令和4年度の本事業アンケート結果によりますと、回答者の76.4%が「一月あたりの生活費が不足している」、60.6%が「収入不足のため仕事をしてみたい」と回答しており、収入の確保や労働参加を希望する方々がこの事業を活用いただいたものと考えてございます。</p> <p>(雇用労政課長兼働き方改革推進室長)</p> <p>専門職の雇用確保についてであります。本事業は、現在、労働市場に出ていない特に無業の女性・高齢者・障がい者といった方々を活用するため、専門職も含め潜在人材の掘り起こしを行ってございます。この結果、令和2年度から令和4年度までの間に医療・福祉や建設業などの専門職の新規就業者が、医療・福祉業では29名、建設業では1名となっているところでございます。</p> <p>(経済部長)</p> <p>今後の取組についてであります。人口減少や少子高齢化により人手不足が深刻化する中、本道が持続的に発展していくためには、働きやすい環境の整備などの働き方改革に取り組むことが重要でございます。</p> <p>このため、道では、非正規労働者の正規化や処遇改善、就業環境の改善や潜在人材の掘り起こしのほか「働き方改革推進企業認定制度」による評価、事業主や労務担当者を対象としたセミナーの開催、国と連携した特別相談窓口の設置などに取り組んできており、今後も、こうしたさまざまな取組を通じ、非正規労働者の正社員化や処遇の改善を図ってまいります。</p>